

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和2年11月26日（水）

午前10時00分開会，午後1時54分閉会

場 所 第1委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - （1）教育委員会関係
 - （2）保健福祉部関係
 - （3）その他
 - 4 閉 会
-

出席委員（6名）

委員長	塚原	圭二
副委員長	目黒	英一
委 員	田子	優奈
委 員	奥谷	崇
委 員	下村	壽郎
委 員	福田	一夫

欠席委員（2名）

委 員	矢口	勝雄
委 員	鈴木	一彦

説明のため出席した者（19名）

副市長	東郷	和男
副市長	栗原	正夫
教育長	井坂	隆
教育部長	羽生	元幸
参事	菊池	正和
教育総務課長	藤井	徹
学務課長	田中	裕之

文化生涯学習課長	中澤 達也
図書館長	大貫 三千夫
スポーツ振興課	根本 卓也
指導課長	中山 弘
保健福祉部長	塚本 哲生
社会福祉課長	平井 康裕
障害福祉課長	加藤 史子
こども福祉課長	菊田 宏巳
こども相談課長	中川 光美
高齢福祉課長	水田 和広
国保年金課長	元川 宏
健康増進課長	羽成 信明

事務局職員出席者

係 長 小野 聡

傍聴者（なし）

○塚原委員長 ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。まず、教育委員会から行います。早速ですが、協議及び報告事項に入ります。まず、議案関係 1 議案関係（1）令和 2 年度土浦市一般会計補正予算第 1 1 回案について、執行部より順次説明をお願いします。

○藤井教育総務課長 公共的空間安全・安心確保事業教育委員会バスです。1 の補正の理由ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、教育委員会バス 3 台の座席にアクリルパーティションを設置することにより、飛沫感染を防止し、児童生徒の安全・安心を確保するものです。具体的には、バス 3 台の座席、計 1 4 5 席に、パーティションを設置します。2 の補正予算額ですが、9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、1 0 節需用費について、4 2 万 4, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものです。教育委員会バス運転管理業務委託料です。1 の補正の理由ですが、バス運転管理業務委託料については、入札結果により単価の減額がありました。また、コロナ禍の影響で運行日数や時間が減ったことにより、委託料が減額となります。具体的には、日額管理委託料の予定単価が 2 万 5, 0 0 0 円に対して 1 万 8, 0 0 0 円に、予定数量が 5 9 7 日に対して 3 7 5 日になります。また、時間外管理委託料も、予定単価が 2, 5 0 0 円に対して 2, 2 5 0 円に、予定数量が 5 4 0 時間から 2 4 0 時間となります。2 の補正予算額ですが、

9款教育費，1項教育総務費，2目事務局費，12節委託料について，1,006万9,000円の減額補正をお願いするものです。2ページをお願いします。教育委員会バス車両購入費です。1の補正の理由について，児童生徒送迎用の中型バス定員45人を購入いたしました，当初予算額と契約額に差額が生じました。なお，車両は，8月24日に納車となっております。2の補正予算額ですが，9款教育費，1項教育総務費，2目事務局費，17節備品購入費について，310万3,000円の減額補正をお願いするものです。小学校空調機器整備事業です。1の補正の理由ですが，小学校の空調機器整備事業について，本年5月に文科省から事業の前倒し調査があり，前倒しできるとの回答をしたところ，9月末に交付金の追加内定がありました。このことから，小学校・義務教育学校前期課程の理科室などの特別教室に空調機器を整備するものです。なお，この後に中学校空調機器整備事業の説明もさせていただきますが，小・中学校の特別教室，合わせて104室にエアコンを設置します。小・中学校の特別教室について，現在のエアコン設置率は51.6パーセントですが，事業実施後には81.7パーセントとなります。2の補正予算額ですが，歳入は16款国庫支出金，4項国庫支出金，7目教育費国庫交付金，3節小学校費交付金について5,455万8,000円の増額補正をお願いするものです。なお，国庫交付金の補助率は3分の1ですが，実工事費と国の定めた基礎額とを比較して，少ないほうに補助率をかけた額が交付額となります。国庫交付金の補助率は，大規模改造事業の交付金についても同様です。歳出は9款教育費，2項小学校費，1目学校管理費，12節委託料について1,160万9,000円，14節工事請負費について3億63万円の増額補正をお願いするものです。3ページをお願いします。小学校大規模改造事業です。1の補正の理由ですが，空調機器整備事業と同様に，文科省から事業の前倒し調査があり，前倒しできるとの回答をしたところ，9月末に交付金の追加内定となったことから，前倒しをして事業を実施するものです。事業は，神立小学校，都和南小学校，乙戸小学校3校のトイレについて，和便器を洋便器へ交換し，床を湿式から乾式への改修工事を実施します。なお，この後に中学校大規模改造事業の説明もさせていただきますが，小・中学校のトイレについて，現在の洋式化率は67.0パーセントですが，事業実施後には79.8パーセントとなります。2の補正予算額ですが，歳入は16款国庫支出金，4項国庫支出金，7目教育費国庫交付金，3節小学校費交付金について8,025万円の増額補正をお願いするものです。歳出は9款教育費，2項小学校費，3目学校建設費，12節委託料について663万6,000円，14節工事請負費について2億8,262万6,000円の増額補正をお願いするものです。中学校空調機器整備事業です。1の補正の理由ですが，小学校と同様に，中学校・義務教育学校後期課程の特別教室についても，前倒しして空調機器を整備するものです。2の補正予算額ですが，歳入は16款国庫支出金，4項国庫支出金，7目教育費国庫交付金，1節中学校費交付金について6,390万3,000円の増額補正をお願いするものです。4ページをお願いします。歳出は9款教育費，3項中学校費，1目学校管理費，12節委託料について596万9,000円，14節工事請負費について4億428万3,000円の増額補正をお願いするものです。中学校大規模改造事業です。1の補正の理由

ですが、小学校大規模改造事業と同様に、前倒しして事業を実施するものです。都和中学校のトイレについて、和便器を洋便器へ交換し、床を湿式から乾式への改修工事を実施します。2の補正予算額ですが、歳入は16款国庫支出金、4項国庫支出金、7目教育費国庫交付金、1節中学校費交付金について5,694万円の増額補正をお願いするものです。歳出は9款教育費、3項中学校費、3目学校建設費、12節委託料について198万2,000円、14節工事請負費について1億7,932万9,000円の増額補正をお願いするものです。以上となります。

○田中学務課長 資料5ページをお願いいたします。学校保健管理費新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。1の補正の理由としましては、直近の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、集団感染のリスクを避け、市立小・中・義務教育学校の児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、学校での感染症拡大を防止するため、マスク、手指の消毒液、及び施設の消毒時やおう吐物等に直接触れないための手袋などの保健衛生用品の購入経費を要求するものです。2の補正予算額としましては、9款教育費、6項保健体育費、4目学校保健費、10節需用費で、726万5,000円の増額要求となります。説明は、以上でございます。

○中澤文化生涯学習課長 資料の6ページをお願いいたします。はじめに、土浦薪能開催事業についてでございます。補正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、土浦薪能倶楽部が主催する土浦薪能の開催を中止としたことから、5項社会教育費、4目芸術文化振興費、18節負担金補助及び交付金の350万円を減額補正するものです。続きまして、市民会館管理運営事業でございます。補正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、土浦市民会館クラフトシビックホール土浦の臨時休館や予約のキャンセル等により、利用料収入が大幅に減少したことから、土浦市産業文化事業団に委託しております指定管理料の増額補正をお願いするものです。補正予算額は、5項社会教育費、5目市民会館管理費、12節委託料につきまして、補正前の額7,915万円に今回の補正額213万9,000円を増額補正するものです。補正後の額は8,128万9,000円となります。次に、市民会館新型コロナウイルス感染症対策事業についてでございます。補正の理由につきましては、土浦市民会館クラフトシビックホール土浦において、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした環境整備を講じ、コロナ禍で市民が芸術文化に接する機会を創出するため、歳出予算の増額補正をお願いするものです。7ページをお願いします。環境整備の事業内容につきましては、1つ目に、各トイレ個室に便座除菌クリーナーを設置する。2つ目に、受付等に飛沫防止用アクリル板を設置する。3つ目に、コロナ禍における芸術文化の機会を設けるため、インターネット配信を可能とするため、配信用光回線を整備するものです。補正予算額は、5項社会教育費、5目市民会館管理費、10節需用費、11節役務費、13節使用料及び賃借料を合わせまして、80万4,000円を増額補正するものです。次に、公民館関係新型コロナウイルス感染症対策事業についてでございます。補正の理由につきましては、施設利用者や災害時の避難者のコロナウイルス感染拡大防止を図るため、接触する機会などを避ける対策に必要な設備について、Wi-Fi設備

が設置されている新治地区公民館を除く 7 地区公民館にWi-Fi 設備を設置するため、増額補正をお願いするものです。補正予算額は、5 項社会教育費、6 目公民館費、10 節需用費、11 節役務費、13 節使用料及び賃借料を合わせまして、124 万 5,000 円を増額補正するものです。私からは以上です。

○大貫図書館長 図書館の第11回補正予算についてご説明いたします。教育委員会資料の8ページをお願いいたします。図書館においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じながら運営しておりますが、引き続き、感染リスクを低減し、市民の皆様への安心・安全の確保と利便性の向上を図るため、図書館新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、歳出予算の増額補正をするものです。事業の内容は、電子書籍の資料購入及び図書館内トイレの便座除菌クリーナー設置を実施いたします。電子書籍サービスは、コロナウイルスの拡大に伴い、来館せずに自宅で資料の貸出・閲覧が可能のため、3月頃より利用が増えてきている状況です。今回の補正予算により、電子書籍の資料の充実を図ることで、利便性の向上を図るものです。また、便座除菌クリーナーの設置につきましては、アルカス土浦内の図書館の全ての便座に除菌クリーナーを設置し、利用者の感染リスクの低減を図るものです。補正額は、9 款教育費、5 項社会教育費、9 目図書館費の13 節使用料及び賃借料として、合計272 万 5,000 円を増額補正となります。説明は以上です。

○根本スポーツ振興課長 事前文教厚生委員会資料9ページをお願いします。市民体育祭開催委託料でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため市内15 小学校地区で開催が予定されていた市民体育祭を中止したことから、市体育協会への市民体育祭開催委託料を減額するもので、補正予算額は、9 款教育費、6 項保健体育費、2 目社会体育振興費、12 節委託料において657 万 6,000 円を減額するものでございます。次に、霞ヶ浦文化体育会館等管理委託料につきましては、当初予算では4 名分の人件費が計上されておりましたが、実際の配置人数が5 名だったことから1 名分の人件費の増、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため4、5 月の施設閉鎖に伴い講座等を中止としたことによる収入減、また、マスクや受付用アクリル板等の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入をするもので、補正予算額は、9 款教育費、6 項保健体育費、3 目体育施設費、12 節委託料において、934 万 3,000 円を増額補正をお願いするものでございます。10 ページをお願いします。水郷プール管理委託料でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため水郷プールの営業を中止いたしました。コロナ禍の中で子供たちのために何かしてあげたいという市長の強い思いから、今年の夏休み期間であった8月8日から8月23日の16日間、市内の中学生以下を対象に無料開放を行いました。つきましては、水郷プール使用料及び水郷プール管理委託料を減額するものでございます。補正予算額は、まず、歳入において、15 款使用料及び手数料、1 項使用料、8 目教育使用料、4 節保健体育施設使用料において、水郷プール使用料5,919 万 6,000 円の減額、また、歳出では、9 款教育費、6 項保健体育費、3 目体育施設費、12 節委託料において、無料開放にかかった経費及びその他の維持管理経費を除き水郷プール管理委託料3,080 万 8,000 円を減額す

るものでございます。

○中山指導課長 指導課管理運営事業、会場使用料についてご説明いたします。補正の理由でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、クラフトシビックホールを会場とする中学校、義務教育学校の音楽祭と、市内教職員の教職総会が中止になったことから不要となった額を減額補正するものです。補正予算額でございます。歳出9款1項2目13節使用料及び賃借料を133万減額補正をお願いするものでございます。続きまして学力向上対策事業、学びのサポーター事業についてご説明いたします。補正の理由は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各学校で実施する補充学習学びの広場でサポーターを配置しないこととなったため、不用額を減額補正するものです。補正予算額です。歳入につきまして、3項6目2節学びの広場サポートプラン委託金につきまして176万円の減額を、歳出につきまして、1項2目7節報償費につきまして192万円、11節役務費につきまして9万3,000円の減額補正をお願いするものです。続きまして12ページをご覧ください。宿泊体験学習事業についてご説明いたします。補正の理由は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定していた7年生を対象にする宿泊体験学習を中止することになったため、不用額を減額補正するものです。補正予算額です。歳入につきましては5項1目7節雑入を436万6,000円の減額を、歳出につきまして、3項2目12節委託料につきまして870万3,000円、13節使用料及び賃借料につきまして554万1,000円の減額補正をお願いするものです。説明は以上です。

○中澤文化生涯学習課長 事前資料の13ページをお願いいたします。土浦市生涯学習館の指定管理に伴う債務負担行為についてご説明いたします。1番目の概要でございますが、土浦市生涯学習館については、令和3年4月からの管理を遅滞なく実施するため、指定管理料についての債務負担行為の設定を行うものです。2番目の補正の理由ですが、今年度中に指定管理者の指定を行い、令和3年度から令和5年度までの3年間、施設の円滑な管理運営に着手するため、債務負担行為の設定を行うものです。3番目の債務負担行為の設定ですが、3年間の債務負担行為の限度額を9,717万8,000円とし、令和3年4月1日から令和6年3月31日までを指定期間とするものです。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 何点かあります。まず教育委員会バス運転管理業務について入札によって単価が下がったということですが、運行に必要な最低価格とか制限はないんですか。

○藤井教育総務課長 最低価格はないと思います。

○下村委員 問題ないということで。次に2ページの空調機器整備事業とかトイレとか私の方からの要望なんだけど工事が開始されるということになると、コロナ禍の中の作業ですから、作業員入退場の時、作業員の衛生管理をしっかりとさせていただくようきちと指導をお願いします。次に6ページなんですけど、市民会館の管理運営事業ですね。利用料収入が大幅に減少したことからの説明で、指定管理料の算出を増額補正するというご説明でしたが、具体的には何がどのようになるのか教えてください。

○中澤文化生涯学習課長 市民会館の利用料については、6月、7月の歳入見込みは例年ですと100万円くらいずつ見込んでいたものでございます。コロナウイルスの関係で、半年前から予約が入っていたものがばたばたとキャンセルが続きまして、また一時期閉館していた時期もございます。6月7月の歳入は実際のところ5万円にも満たなかったというのが理由でございます。

○下村委員 文化事業団のほうはいわゆる補助団体である程度指定管理してもらって、市から出してもらっているわけだから、収入を合理化して収入がないからどうのこうのと増額する前に何か検討をされましたか。

○中澤文化生涯学習課長 市民会館のほうで独自に施設においてピアノを弾いてみようとか、リニューアルオープンした市民会館をご覧になってくださいとかの広報をしましたが、やはりコロナの影響というのは大きくて参加者も少なかったのが現状でございます。

○下村委員 できるだけ工夫して下さい。あと、増額更正をして良いのかというのは内部で良く検討していただきたいと感じます。

○田子委員 教育委員会バスについて、アクリル板設置ということなんですけどどんな形で設置するのかお伺いします。

○藤井教育総務課長 座席のほうは生徒が座るところは2列になっておりますが、2列につきまして間を開けるパーテーションを前の席との間に設置いたしまして、大きさに高さが37cm程度、横が38.3cmが2枚つながっております。また運転席のほうも周りを囲むようにパーテーションがつけられるものを設置する予定です。

○田子委員 そうですか。そうするとお子さんが横並びで座りますが隣同士は設置しないということでしょうか。

○藤井教育総務課長 横は設置しないこととなります。前だけです。

○田子委員 小中学校の空調設備と小中学校のトイレの整備の工期についてを教えてください。

○藤井教育総務課長 今年度中に工事には入れればと思っております。今年度中に設置は難しいと思っております。エアコンについては6月末までを目標に。トイレについては夏休み中を目標に工事には入れればと思っております。

○田子委員 図書館のトイレ除菌クリーナーについてなんですが、子ども用を除くのはなぜですか。

○大貫図書館長 子ども用トイレなんですが、こちらはお子さんが誤った使い方をしてしまうおそれがあるということで、2階の児童コーナーに設置しているのですが、その脇には大人が使えるトイレもありますので、子ども用トイレは親御さんが一緒に使われることはないと考えております。大人用トイレには除菌クリーナーを設置しており、近くの洗面台にも消毒液を設置しておりますので、こちらで親御さんと一緒に使っていただけるようにと考えております。

○田子委員 公民館のトイレの各個室に除菌クリーナーを設置していただきたいという市民の声をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○**下村委員** スポーツ振興課の件で霞ヶ浦文化体育館の管理が増額補正しているが、説明では当初予算で職員4名の配置が実配置は5名であったと。予算で4名で取ったんですから4名で良かったんじゃないですか。

○**根本スポーツ振興課長** 事業団の人員配置の関係になるんですけど、当初市民会館のほうは閉館中体育館のほうに来ていたんですけど、市民会館が戻れば配置も戻る予定であったんですが、うちのほうに研修に来ていた職員が事業団に戻りまして、結局5人になったということです。

○**下村委員** なかなか難しい話しですね。わかりました。行ったり来たりというのもあるんでしょうけど無駄のないようなこともよろしくお願いします。あと土浦市でコロナが拡大しているのですが、霞ヶ浦文化体育館やスポーツ施設で使用制限とかは考えているのですか。

○**根本スポーツ振興課長** 体育施設に関しては3月から5月まで施設の閉鎖をしましたけど6月以降開放いたしまして、除菌ですとか空気の入換えですとかを徹底していただいております。また使用者の名簿もしっかり管理していただいております。土浦市以外の体育施設からコロナが発生したということもありますので、引き続き感染防止対策をしていただいた上で開放していきたいと考えております。

○**下村委員** 土浦市内コロナがだいぶ拡大してきたということについてを考えると検討しなければならないのかなと感じますが、皆さんのほうで考えていただければと思います。

○**塚原委員長** 1つよろしいでしょうか。議案からは外れてしまうのですが、ここ昨日あたり学校が休校になっている場合の体育館の使用ですね。小学校中学校とも生徒さんはお休みになっていますけど、その場合体育館は使わないというほうがよろしいですよ。

○**根本スポーツ振興課長** 学校がお休みになっており、消毒作業を行っておりますので、その期間は体育館も止めてございます。学校の再開に合わせて利用していただくということでよろしくお願いいたします。

○**福田委員** 教育委員会バスですが3台ということですが、納車されたものを含めて3台でしょうか。

○**藤井教育総務課長** そうです。

○**福田委員** 運転委託料の中に運行時間外時数というのはどのようなものなのでしょうか。

○**藤井教育総務課長** 遠くへ行きまして8時30分以前に出発する時や、17時以降で帰りが遅くなってしまう運行に対するものとなっております。

○**福田委員** バスの稼働日数を見る場合、月額管理委託料、日額管理委託料この辺を参考にしてもらうということよろしいですか。

○**藤井教育総務課長** 3台分の数字ということになります。

○**目黒委員** 7ページの市民会館のインターネット配信の件ですが、どのような方法で配信を見ることができるのでしょうか。公開する内容はどのようなものなのでしょうか。例

えば学校の行事ですとか、一般の方の文化芸術の内容を有料でとか線引きをお聞かせください。また８ページの図書館の電子書籍の閲覧なんですけど、実際図書館のほうに向かないで電子書籍が見れるということで、自宅でどのような環境で閲覧できるのか、また図書館のほうに登録が必要なのかわかる範囲内で教えてください。

○中澤文化生涯学習課長 インターネット配信なんですけど、利用者が大ホールなどを使った場合、また新型コロナウイルス感染症が広がっている場合、無観客席でもインターネットで配信し見ることができるというものでございます。

○目黒委員 そうしますと営利目的だとかには対応しないということでしょうか。

○中澤文化生涯学習課長 営業も可能ですし、また営業をしなくても両方とも使えるというものでございます。

○目黒委員 こちらホームページから入ると想定しているのですけど、いつ頃から想定されているのでしょうか。

○中澤文化生涯学習課長 あくまで施設利用者のほうで利用したいといった場合での設備機器ということになります。予算につきましてはご承認いただければ来年４月くらいにはスタートできる形で準備してまいりたいと思います。

○大貫図書館長 電子書籍の運用なんですけど、対象が中学生以上の土浦市民に限らせていただきます。初めにご来館していただく必要があるのですが、専用のパスワードを発行させていただきますと、図書館のホームページ内に土浦市電子図書館というページがございますので、こちらの方にパスワードでログインしていただきますとその中の電子書籍を閲覧していただいて借りたい本のボタンを押していただければ自動的に貸し出しができて、ご家庭のパソコンですとかタブレットなどで読書ができる形になります。貸し出し期間が通常の図書と同じ１５日間に設定しておりますので、１５日経つと自動的に見れなくなり、返却漏れ等の心配もございませんのでご利用が伸びている状況であります。

○目黒委員 現在４７９点で１，１００点追加ということなんですけど、今現在どのような資料や今後どのようなものを追加されるのか教えてください。

○大貫図書館長 現在の資料なんですけど、小説等読みものを中心に実用書、スポーツ等のハウツー本を中心に取りそろえています。今後は一般の文学で古典や児童文学を中心に購入を検討しております。

○塚原委員長 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○塚原委員長 質疑はこの程度といたします。次に議案関係２土浦市生涯学習館の指定管理者の指定について、執行部より説明をお願いします。

○中澤文化生涯学習課長 事前資料の１４ページをお願いいたします。土浦市生涯学習館の指定管理者の指定についてご説明いたします。１番目の概要でございますが、土浦市生涯学習館の指定管理者の候補者につきましては、１０月に開催されました教育委員会定例会会議において、土浦市産業文化事業団を選定したところですが、地方自治法２

44条の2第6項の規定により、指定管理者の指定については議会の議決を経なければならないことから、議会の議決を求めるものです。2番目、指定管理者の候補者は、一般財団法人土浦市産業文化事業団です。3番目、指定の理由ですが、土浦市産業文化事業団は、産業の振興及び文化の向上を図り、もって住民の福祉増進のために必要な事業を行うことを目的とした団体であり、市の生涯学習の振興が期待できること。平成22年度から指定管理実績があり、事業運営の知識・経験を有していること等が挙げられます。4番目の指定管理者に行わせようとする施設は、記載のとおりでございます。5番目の指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。説明は、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。それでは次、報告事項に移ります。1上大津地区小学校適正配置実施計画の策定について、執行部より説明をお願いします。

○田中学務課長 15ページをお願いします。本市の市立小中学校におきましては学校の適正規模にかかる基本方針を作成しそれに基づく市立小学校適正配置実施計画を平成25年2月に策定いたしました。実施計画に基づいて上大津地区につきましては急激な住宅地の造成や病院の移転開業がございましたことから適正配置の方向性が示されていない状況でした。このため平成29年11月から地域住民、保護者、学校の代表者及び学識経験者で構成する検討委員会を設置し、上大津地区の適正配置について協議を再開し、約2年半にわたり様々な視点から検討を行い、本年7月に検討委員会から教育委員会に対して最終提言がございました。その最終的な内容ですが、既にご報告させていただいているところですが、上大津地区学校適正配置実施計画の表題の資料をお願いします。土浦第五中学校付近とする。各小学校学区から見て中心に位置している。土浦第五中学校に近ければ近いほど効率的な小中一貫教育が可能となる。という理由でございます。また留意事項として児童の通学時における安全確保は十分に留意する。用地取得等の状況によっては土浦第五中学校隣接とすることもある。の2点がございました。次に目標とする実施時期でございますが、統合時期は令和6年度以降の開校を目標とする。というものでございます。こちらの最終提言を教育委員会では8月に地域や保護者の皆さまに説明会を開催し最終提言の内容をご説明したところ、特に反対意見もなかったことから10月に学区審議会に通学区行きの変更を諮問し答申をいただいたところでございます。以上を踏まえまして11月の教育委員会にて議決いただきましたことから本日もご報告させていただくものでございます。本日もお配りさせていただいているものが上大津地区小学校適正配置実施計画ですが、検討委員会からご提案をいただいた内容を一部修正しております。修正部分につきましては、先ほどご説明いたしました最終提言時の内容が記載されております。資料の下部をお願いします。方策としましては統合先、理由に変更はございません。留意事項につきましては児童の通学時には十分に留意するには変更はございませんが、用地取得等の状況によっては土浦第五中学校隣接とすることもある。については統合先が土浦第五中学校付近となることから、隣接エリアはその中

に包括されますことから削除しております。次の目標とする実施時期につきましては、令和9年4月までの開校を目標とするとし、具体的な時期を明示する内容となっております。また新設校の学校種別を明確にするため、上大津地区統合校は施設分離型の小中一貫校とし、義務教育学校としないという表記を追記しております。以上が本日お配りしました実施計画の46ページに記載されております。なお、目標とする実施時期を変更した主な理由ですが、現在の上大津東小学校の通常学級の最大教室数は13学級となりますが、検討委員会で協議を再開いたしました当初の平成29年度では令和6年度に13学級を超える見込みで協議を進めてまいりました。しかし、平成28年3月に土浦協同病院がおおつ野地区に移転開業いたしました時期の人口定着の推移は緩やかな傾向を示していることから本年4月時点では令和9年に13学級を超える見込みとなったところでございます。これについて検討委員会においても説明をし、協議のうえ委員の方々からなるべく早い開校を望まれたことから最終提言において令和6年度以降の開校を目標とするとしたところでございます。それに対し教育委員会といたしましても、新しい統合校開校までの今後の具体的なスケジュールを精査しました結果、令和9年4月までの開校を目標とすると定めたところでございます。今後におきましては効果的な小中一貫教育の推進が図れますよう上大津小学校適正配置実施計画に沿った施設整備、開校に向けた準備を進めてまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 開校目標ですけど、いろいろ説明がありましたが、当初令和6年以降の開校目標から令和9年4月までの開校とありますが、子どもたちのことを考えていないような気がするんですけど。やるのならきちんと早めてやってあげたら良いのにね。菅谷小学校に行ったり分散しているわけで、できるだけ早い時期に実現してあげることが大切なのかなという気がするのだけど。

○田中学務課長 教育委員会といたしましても、児童数もそうなんです、施設整備についても検討いたしまして、土地の選定から基本方針、基本設計、実施設計、建設となるとどうしても令和9年4月くらいにどうしてもなってしまうということで、今のところこういう計画を策定させていただきました。

○下村委員 実施計画のスケジュールのほうにはバーチャートとかで工程とかは書いてはいないのですか。

○田中学務課長 実施計画にはそこまでは書いておりません。

○下村委員 なぜ入れられないのですか。

○田中学務課長 まだまだ不確定な要素もありますので、設備の計画についてはこれから施設設備の検討委員会を立ち上げて計画してまいりますので、実施計画にはそこまで盛り込まれていない現状にあります。

○下村委員 検討委員会があつてきちっとしてやっていращやるので、地元の説明も大変でしたでしょうから、こういう資料が出てきてきちっとやっているのはわかっているのだけど、やると決めたんだから方向性がわかってきたのだから、いつ頃までというのが載っていた方が良いのかなと気がするんですよ。当然それをやらないとなんだかこ

れ空想で終わりそうな感じがしちゃう。きちっとやってもらわないとだめだと思います。スケジュールは載せるべきだと思います。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。質疑はこの程度といたします。それでは次に移ります。2茨城県立土浦第一高等学校附属中学校への給食提供について、執行部より説明をお願いします。

○田中学務課長 16ページをお願いします。茨城県立土浦第一高等学校附属中学校への給食提供についてご説明いたします。県では県立高等学校改革プランといたしまして土浦第一高等学校を中高一貫教育校に改編し、新たに茨城県立土浦第一高等学校附属中学校を令和3年4月に開校が決定されたところです。それに伴い、県から附属中学校への給食提供依頼がありましたことから、生徒と教職員を対象に土浦市立学校給食センターからの給食提供を開始いたします。附属中学校への給食提供内容についてご説明いたします。提供開始時期は附属中学校が開校する令和3年4月から。生徒数と提供食数は令和3年は1年生のみで1学年2学級で1学級40人なので80人となります。教職員は15人、給食提供数は95食となります。令和4年度は中学1年生と2年生の4学級となり提供数は180食となります。令和5年度は1年生から3年生となり265食となります。附属中学校の給食費につきましては生徒教職員とも4,900円となります。附属中学校での給食提供に伴う歳入歳出項目につきましては、令和3年4月より学校給食センターにて給食を調理し学校には再送するため、県では給食提供にかかる経費を負担することになっております。歳入部分は学校給食費は生徒分と教職員分及び県で負担する調理等委託料、輸送委託料、燃料費などになります。歳出項目といたしましては、附属中学校の生徒と教職員の賄材料費や給食輸送の1台を追加するための委託料となります。その他といたしまして、附属中学校で使用する食器、食缶等は県で購入いたします。説明は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○奥谷委員 概要はよく解っていないんですけど、今の一高の中に中学校を併設するのか、ある校舎を使って動き出すのか教えてください。

○井坂教育長 10数年前からこの作業に関わっておりまして、県立高校は県内に120校あったのですが、80校まで減らすことを10年前に担当しておりまして、理由は平成元年に茨城県の中学校卒業数が4万9,471人だったのですが、当時の推計ですと2万5,000人程度になると。その推計はほぼ合ってまして現在2万4,000人くらいとなっています。80校に減らすには集まらない学校から減らしていったわけです。土浦は人が集まっていたので江戸崎西校とか削ったのですが、それでも学校規模は学級が多すぎるということで、上位の高校も削ることが良いだろうと。土浦一高や水戸一高を8学級から4学に減らすことで、水戸一高と土浦一高は中学校を中学生2学級にしております。そういうことで土浦一高は240人となります。中等教育学校というのは並木、古河、新しく勝田の3校でそれ以外は分離型で合計13校と東京は12校です

のでこれがもうすぐ全国一多い県になるということになります。その中で給食をどうしようかということで、水戸のほうはセンターでやっていない学校もあるので水戸一高には提供しない。それ以外の学校には学校のあるところからお願いしたいということです。話しが来ましたので、必要経費のほとんどを県が持つと。学校によっては地元の中学校から入るという方もいらっしゃる関係もあり、4,900円の給食費となっております。

○奥谷委員 付属中学校に入るためには試験を受けて入るということによろしいですか。

○井坂教育長 はい。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。令和3年土浦市成人式の概要について、執行部より説明をお願いします。

○中澤文化生涯学習課長 事前資料の17ページをお願いいたします。令和3年土浦市成人式の概要についてご説明いたします。期日は、令和3年1月10日日曜日、12時30分から受付を行います。会場は、クラフトシビックホール土浦、市民会館です。3番目の対象者でございますが、令和2年11月現在の土浦市住民登録者の内、新成人となりますのは1,491人となっております。4番目の式典内容は、例年とほぼ同様でございますが、成人式運営委員会により、各中学校毎のスライドショーを行う予定であります。また、6番目にありますように、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて実施いたします。後日、議員の皆様にもご案内状をお送りいたしますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。説明は、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。4第3次土浦市子ども読書活動推進計画案に係るパブリックコメントの実施について、執行部より説明をお願いします。

○大貫図書館長 第3次土浦市子ども読書活動推進計画案にかかるパブリックコメントの実施についてご説明いたします。資料の18ページをお願いいたします。同計画につきましては、平成13年施行の子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定するもので、今年度で第2次計画の計画期間が終了することから、第3次計画の策定作業を進めているところです。計画の基本的事項について、簡単にご説明いたします。別添の資料2、計画案の2ページをご覧ください。計画の対象を子どもと子どもの読書活動に関わる全ての人々とし、子どもの定義を土浦市に在住・在学するおおむね18歳以下としております。計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。続きまして14ページをお願いします。計画の基本理念を子どもたちの豊かな心と生きる力を育むとし、3つの基本方針子どもが継続して読書に親しむ機会の提供・充実、子どもの読書活動のための環境の整備・充実、子どもの読書活動の普及・啓発に基づき、継続する取組や新たな課題を解決するための取組として、16ページの計画の体系のとおり41の取組を挙げております。詳細につきましては、計画案をご確認いただき、ご意見等ご

ございましたら、図書館までご連絡をいただきますようお願いいたします。資料にお戻りください。パブリックコメントですが、3の意見の募集期間として、令和3年1月5日から1月26日までとします。その他、4～7に記載のとおり、土浦市パブリックコメント手続きに関する要綱に基づき、広く市民の皆様のご意見を募集するものです。19ページの策定スケジュールですが、1月のパブリックコメント実施後、2月に第3回の策定委員会により意見への対応を協議・決定しまして、3月上旬に公表し、その後、同計画を策定する予定となります。説明は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○塚原委員長 それでは次に移ります。5新治運動公園多目的グラウンド人工芝整備手法等調査報告について、執行部より説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 委員会資料20ページ及び別添の資料3をお願いします。新治運動公園多目的グラウンド人工芝整備について、整備手法、既存暗渠排水設備の機能調査及び駐車場増設について、5月29日から10月15日までコンサルタントに調査を委託したものでございます。まず、資料3の1ページをご覧ください。新治運動公園の配置図でございますが、多目的グラウンドを人工芝化するとともに、左側の調整池に駐車場整備の検討を行うものでございます。資料3の2ページが人工芝を整備した際のイメージで、大人用のサッカーですと1面、少年用ですと3面、更には、ラグビーでも使用できるものでございます。資料3の3ページは、設置して約20年が経過しております暗渠排水管の管路図で雨水は公園西側の調整池に流入するものでございます。それでは、委員会資料20ページにお戻り願います。まず、調査の概要でございますが、3点ございます。1点目は、人工芝舗装の施工方式について、従来の市が直接工事を行う方式と民間企業が整備し市が借上げる方式いわゆるリース方式について、それぞれ施設整備から10年間の維持管理費を含めた、総事業費の比較、2点目は、設置から約20年が経過した既存の暗渠排水設備の機能及び土質調査、3点目は、人工芝化した場合には、更に利用者の増加が見込まれることから駐車場の増設可能台数及び同運動公園内の調整池を利用して駐車場を整備した場合の概算事業費の算出を行ったものでございます。それでは、調査結果について、それぞれ説明させていただきます。1点目の人工芝施工方式につきましては、イに記載の規模の施設を整備し、10年間維持管理を行った場合の総事業費を比較したもので、ア概算事業費をご覧くださいと、いずれも税抜きでございまして、1の交付金を活用し市が施工する場合が3億1,135万8,000円で最も支出が抑えられるという結果で、2にございまして市施工方式で交付金がない場合でも4億1,560万円ですので、リース方式の最低値4億3,906万6,000円より事業費を抑えられるという結果でございまして、ウの工期で、リース方式の方が約6ヶ月工期が短縮できるというのですが、事業費の面を考慮いたしまして、従来どおり、市が施工する方式で予算要求をしまいたいと考えております。21ページをお願いします。次に2点目、既存暗渠排水設備の機能調査及び土質調査については、ウに記載のとおり、既存の暗渠排水設備がおおむね機能しているとの調

査結果でございますので、既存暗渠排水設備を使用するものでございます。3点目の駐車場増設につきましては、アに記載のとおり、調整池内に95台分の増設が可能という結果でございます。従いまして、既存の駐車台数が212台でございますので、増設後は307台駐車可能となります。駐車場整備の指針では302台必要となりますので、概ね指針にあった台数となります。なお、イに記載のとおり、これまでの利用状況から最大で420台程度利用が想定されますが、これは年に2日程度であることから95台の増設を行ったうえで、不足が想定される場合には、これまでと同様に乗り合わせのお願いや新治学園駐車場の借用などで対応してまいりたいと考えております。また、ウに記載のとおり、調整池内に95台分の駐車場を整備した場合の概算事業費は、税抜きで2,691万6,000円でございます。最後に、今後の進め方につきましては、記載のとおり、来年度人工芝化及び駐車場増設の実施設計、令和4年度が工事、令和5年度供用開始というスケジュールで進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 暗渠排水設備の機能調査及び土質検査について、21ページのウ既存の暗渠は概ね機能しているという結論に至っているんでしょうけど、図面の暗渠官官路図を見ると機能していないような気がするんですね。私もぱっと見た瞬間なんだけれども、グラウンドが横長ですよ。横に暗渠配水管が10m超えたくらいで配置されている。縦の短い方向に配水管がないから滞るのじゃないかな。

○根本スポーツ振興課長 縦の排水はないのですが図面左側に集水マスが3箇所ございまして、こちら6月の雨の際に確認したところ集水マスのほうに流入が確認されましたので暗渠排水設備は機能していると。また暗渠排水までの土質調査を行いまして、配水管の埋設が30cmのところにあるんですけど、30cmまでの土質調査を3箇所行いまして、そちらはあまり浸透性が良くなかったんですけど、暗渠排水設備があれば十分という調査結果が出ましたので、今回はこれを改修しないで利用するという結論に至ったところでございます。

○下村委員 左側にマスが3か所あると。例えば1番右奥から左までは当然水平なのか勾配を取っているのかわかりませんが、水は水平でも流れるんですよ。圧力があれば。けれどもこれ勾配を取っていなかったら右奥のほうはなかなか排水しきれないと思う。全体的に見渡したときには縦にも配水管を取るべきであって、人工芝にしたからといってそのままにしたらいいわけではなくて、やるのならちゃんと人工芝でも縦にはやっぱり3列か4列取ってきちっとやってあげたほうが良いと感じるんですけどね。

○根本スポーツ振興課長 今のお話ですけどこちらの図面を見enいただきますと、多目的グラウンドを改修した部分に側溝がありましてグラウンドの上側はそこに流れると。今回人工芝を整備しまして、浸透しないでここに雨水が流れことになるのですが、そちらの方は側溝に流入しやすいような改修をするということで連絡を受けておりますので、こちらも含めて整備を行っていきます。

○塚原委員長 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。6 霞ヶ浦文化体育会館空調設備改修工事、茨城県施工について、執行部より説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 委員会資料22ページをお願いします。霞ヶ浦文化体育会館空調設備改修工事でございますが、まず、1 霞ヶ浦文化体育会館の概要に記載してございますが、茨城県が所有する施設を本市が管理を行っているもので、2の施設維持管理については、茨城県との霞ヶ浦総合公園の管理に伴う協定により、100万円を超える大規模改修や修繕は県が行うこととなっております。つきましては、これまで県に対して要望をしておりました空調設備の改修が3に記載の予定で行われることとなりましたので、報告させていただきます。現在、事務所や会議室がございます文化棟の改修工事を行っておりますが、令和3から4年度が大体育室、5年度が小体育室の空調設備の新設を行っていただけると聞いております。なお、4に記載しておりますが、大体育室の空調新設工事に合わせて、使用料の見直しを行いたいと考えております。

○塚原委員長 ありがとうございます。実は大体育館の工事の時にトイレですね。和式が多くて。なかなか災害があったときにお年寄りが使いづらいかなと感じているので。

○根本スポーツ振興課長 そういったトイレの改修とかの要望を毎年県の方に出しているのですが、県の方でもなかなか優先を付けてやっていただいているところですが、引き続き要望してまいります。

○田子委員 使用料の見直しを行うとあるんですが安くなるんですか。

○根本スポーツ振興課長 今空調がないんですね。新たに設定することになります。

○田子委員 空調代が新たに設定されると。

○根本スポーツ振興課長 使う人と使わない人がいますので1時間いくらかとかといった設定の仕方になると思います。

○田子委員 選べるのは良いと思います。

○根本スポーツ振興課長 他の体育館を見ると金額が高くなるようですので、選べるようにしたいと思います。

○塚原委員長 よろしいですか。それでは次に移ります。7 土浦市立土浦第六中学校における落下事故に係る和解について、執行部より説明をお願いします。

○中山指導課長 23ページをご覧ください。第六中学校における落下事故に係る和解についてご報告いたします。事故発生の日時ですが平成29年9月5日火曜日午前11時頃発生した事故でございます。発生の場所は土浦六中のグラウンドで、和解の相手方は当時土浦六中の3年生の生徒そして被害生徒の母で代理人となっております。事故の概要でございますが、土浦六中の体育祭において第3学年男女混合団体種目人間橋渡りの練習中に起きた事故でございますが、上をわたる生徒が相手方甲の近くで2回落下し、その際に2回とも上を渡る生徒の足が相手方甲の首にあたり、頸椎捻挫の怪我を負ったものでございます。損害への保険対応でございますが日本スポーツ振興センター災害共済給付により、治療費について自費分全額及び治療費の1割に加え、災害見舞金として225万円が支給済みです。また、障害慰謝料、通院交通費等について市が加入しており

ます全国市長会学校災害賠償補償保険の担当保険会社による計算を基に、市が被害生徒の親権者と示談を行っております。和解成立日は令和2年10月9日金曜日。そして和解の概要ですが、損害賠償について748万2,105円を認定しまして、日本スポーツ振興センター障害見舞金225万円を差し引き、保険会社より523万2,105円を相手方甲の代理人乙に対し支払ったものでございます。報告は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。8土浦市小中一貫教育点検評価について、執行部より説明をお願いします。

○中山指導課長 25ページをご覧ください。土浦市小中一貫教育点検評価についてご報告させていただきます。小中学校を貫く9年間の学びの連続性の中で、学校が主体的に創意工夫に努め、子どもの発達段階を考慮しながら心豊かに個性を発揮できるたくましい子どもを育成することを目的としています。目標としましては、子どもたち1人1人に確かな学力や豊かな心、健やかな体を保持するとともに、いじめや不登校を解消し、子どもたちの学校生活をさらに充実されることが目標となり、計画期間につきましては平成23年度より段階的に導入しておりまして、23年度は土浦第二中学校と真鍋小を対応校として先進的に研究を進めたところです。そして平成30年度より市内小中、義務教育学校で完全実施しております。完全実施後の成果ですが確かな学力の向上、生きる力の育成、教職員の資質指導力の向上につきましては記載のとおりでございます。ある一定の効果があるというように考えております。今後の方向性につきましては、これらの小中一貫教育をさらに推進していくために、学校の教育活動を積極的に家庭や地域に発信しまして、学校、家庭、地域が目指す児童生徒増を共有しまして、社会総掛かりで教育環境づくりを構築していくことが求められます。また、学校段階間、小中間を円滑に接続するため、就学前教育も含めた保幼小中の各段階での育成を目指す資質、能力を共有し、地域に貢献できる子どもを育てていきたいと考えております。以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それではその他に移ります。第31回かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンのエントリーについて、執行部より説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 別添の募集要項をお願いします。4月18日の開催に向けて12月9日よりエントリーを開始するものでございます。コロナ禍により中止となる大会が多い中ではございますが、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況を見ながら、日本陸連のガイドラインやイベント開催に係る国や県のガイドラインを参考に、ボランティアの協力が得られるか等の確認をしたうえで、開催に向け準備を進めてまいります。なお、今回は、定員を5,000人減らしまして1万8,000人としてエントリーを受け付けた後、コロナの影響を考慮した上で、来年2月5日に大会を開催するかどうかの最終判断を行なうというスケジュールで進めてまいります。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○目黒副委員長 このチラシのイラストでピースサインをしているキャラクターはマラソンに関係するキャラクターですか。

○根本スポーツ振興課長 今回の募集要項はイメージですけど、今いろいろな大会が中止となっておりランナーも参加できない状態になっておますので、大会に参加できる喜びみたいなものを表しているデザインです。ピースサインなんですが、今コロナ禍で声援を送ることができないことから、ピースサインでランナーを応援していただく意味で採用しておりまして、大会のTシャツもこのピースサインをデザインしております。

○下村委員 参加料は全国を参考に決定しているのでしょうか。

○根本スポーツ振興課長 県内の大会では同額か少し高い程度です。2回前に値上げをいたしました。コロナ対策もあるので今回は同額で開催いたしたいということで設定しております。

○井坂教育長 追加ですけど、かすみがうらマラソンは東京マラソン、大阪マラソンに次いで、第3位に沖縄と並んでなったこともあります。今はちょっと下火になっていますが、全国屈指の市民マラソンであることは確かですので、お会いする人がいた場合、大阪の次とおっしゃってください。お願いします。

○塚原委員長 よろしいでしょうか。他に質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何か執行部からありますか。

○大貫図書館長 アルカス土浦内の図書館及び市民ギャラリーの駐車場の運用変更についてご報告いたします。現在、図書館、市民ギャラリーの利用者については、施設の利用時間に応じて、アルカス土浦駐車場、市営駅西駐車場は最大2時間まで、市営駅東駐車場は最大3時間まで、駐車料金の無料化を行っております。無料化の際の手続き方法としては、施設の入館時に、駐車券に入館時刻の印字処理を行い、退館時に無料化処理を行う2回の手続きが必要となっております。これについては、運用の検討の際に、駅前であることから、目的外の利用者による駐車場利用を抑制することを目的に、手続きを多少煩雑にすることといたしました。現状の手続き方法は、利用者の皆様にとって多少わかりづらい点があるとともに、新型コロナウイルス対策として窓口での対応時間や回数を減らす必要もある点などを考慮し、市民サービスの向上を図るために、手続き方法を変更いたします。具体的には、入館時の手続きを廃止し、窓口での手続きは退館時の無料化処理1回のみとします。また、無料化の時間について、アルカス土浦、市営駅西駐車場は一律2時間まで、市営駅東は一律3時間までとして、わかりやすい運用に改善いたします。新しい運用については、来年1月5日火曜日から実施させていただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 では暫時休憩します。休憩後、保健福祉部を行います。

『暫時休憩：午前11時35分から』

『再開：午前 11 時 43 分』

○塚原委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。保健福祉部を行います。協議及び報告事項に入ります。まず、議案関係 1 土浦市国民健康保険税条例の一部改正案について執行部より説明をお願いします。

○元川国保年金課長 国保年金課でございます。資料 1 ページをお願いいたします。土浦市国民健康保険税条例の一部改正案について説明いたします。本件につきましては、1 改正理由に記載のとおり、地方税法施行令の一部が改正され、令和 3 年 1 月 1 日より施行となることから、これを準用している土浦市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。始めに、2 税制改正の主な内容ですが、本条例改正に係るものとして、1 点目は、平成 30 年度の税制改正による個人所得課税の見直しでございます。こちらについては、給与所得控除・公的年金等控除を 10 万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げるというもので、これにより基礎控除額が 33 万円から 43 万円になるとともに、給与所得及び公的年金等における最低控除額が、それぞれ 10 万円引き下げられるものでございます。2 点目は、低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除の新設でございます。こちらについては、個人が所有する譲渡価格 500 万円以下の低未利用地を譲渡した場合、その長期譲渡所得から 100 万円を控除するというものでございます。これらの税制改正に伴い、3 改正内容に記載の 4 点について、本条例の一部改正を行うものでございます。1 点目は、保険税の減額の対象となる所得の基準についての改正で、資料下部の現行の軽減判定所得を、次ページ、2 ページ上部の内容に改正するものでございます。具体的に申し上げますと、基礎控除額相当分の基準額を 33 万円から 43 万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、給与所得者等の数の合計から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えるというものでございます。これは、税制改正による個人所得課税の見直しの影響で、保険税の負担水準に関して不利益等が生じないようにするため、また、給与所得者等が 2 人以上いる世帯が保険税の軽減措置に該当しにくくなることを防ぐための改正でございます。2 点目は、公的年金等所得に係る保険税の課税の特例についての改正で、税制改正により、65 歳以上の公的年金等における最低控除額が 120 万円から 110 万円に引き下げとなることに伴い、当該金額に、従前から特例控除額として加算している 15 万円を合算した 125 万円という控除額を、本条例の中に改めて明記するものでございます。3 点目は、長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例についての改正で、租税特別措置法から引用している条項に、新たに創設された低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について規定した条項、第 35 条の 3 第 1 項を追加するものでございます。4 点目については、その他として、定義済みの用語への修正や、文言等を整理するものでございます。本条例につきましては、4 施行日に記載のとおり、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、令和 3 年度分以後の保険税について適用するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係 2 土浦市保育所条例の一部改正案について、執行部より説明をお願いします。

○菊田こども福祉課長 土浦市保育条例の一部改正案について、説明させていただきます。保健福祉部資料 3 ページをお願いいたします。改正の理由につきましては、公立保育所の民間活力導入に伴い、今年度末に新生保育所を廃所とするため、本条例の一部を改正するものです。1 改正の概要ですが、市が設置する保育所の名称及び位置別表について、新生保育所の欄を削除するものです。2 施行予定日は、令和 3 年 4 月 1 日です。新生保育所の民間活力導入については、その他におきまして、事業の経過等を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係 3 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案について、執行部より説明をお願いします。

○菊田こども福祉課長 続きまして、資料 4 ページをお願いします。土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明させていただきます。1 番の改正の理由ですが、子ども子育て支援法の一部改正により、条例で引用する条文の繰上げがあったため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。2 番の改正の内容ですが、法改正に合わせて、条項ずれを整理するものです。具体的には、第 2 条 2 3 号の特定地域型保育事業の定義を、法第 4 3 条第 3 項から法第 4 3 条第 2 項に改めるものです。今回の法改正では、地域型保育事業所を広域利用する場合に、改正前の規定では、保育を行う自治体が、他市にある利用施設について確認することになっておりますが、今回の法改正では、この確認手続きを不要とするものです。ただ、茨城県内では、すでに、全自治体間で、確認手続不要の協定を結んで、先行して実施しており、本改正による事業者や自治体の事務負担軽減は、実施済みとなっております。3 番の施行日は公布の日です。説明は、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係 4 土浦市療育支援センター条例の一部改正案について、執行部より説明をお願いします。

○加藤障害福祉課長 土浦市療育支援センター条例の一部改正（案）につきましてご説明いたします。1 改正の理由につきましては、土浦市療育支援センターの事業として新たに保育所等訪問支援の実施による事業内容の追加と、既存の事業内容や利用対象者を整理するために、土浦市療育支援センター条例の一部を改正するものです。2 改正内容といたしましては、障害児サービスを受けながら、保育所や幼稚園等に通園する障害児が増加していることから、保育所等に通園している障害児に対し、通園先の施設に専門職員が訪問し、個別に療育指導や環境調整等を行い、集団生活等に適応できるよう支援

する保育所等訪問支援を新たに行うものです。また、現在、療育支援センターで実施している事業内容や利用対象者を整理し、利用者の実態に柔軟に対応できるよう利用定員は運営規定で別に定め、その他、条例改正に伴い文言の整理を行うものです。土浦市療育支援センターでは、現在、つくし学園、つくし療育ホーム、幼児ことばの教室、早期療育相談の4つの事業を実施しておりますが、新たに保育所等訪問支援事業を追加し、実施にあたっては、保育所や幼稚園に通所する児童が利用している幼児ことばの教室の職員が担当し進めていきます。3施行日は、令和3年4月1日から施行するものです。また、経過措置として、この改正前に利用している者は、条例改正後も引き続き利用できる者いたします。説明は、以上となります。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係5土浦市老人デイサービスセンター条例の廃止案について、執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 6ページをお願いします。既にご説明させていただいており、土浦市老人デイサービスセンターながみねは本年度末にて廃止とさせていただきます。これを受けまして市で持つ老人デイサービスセンターは無くなりますので、土浦市老人デイサービスセンター条例を廃止するものです。施行日に関しましては令和3年4月1日いたします。説明については以上となります。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係6行旅病死亡人取扱事業の補正予算案について、執行部より説明をお願いします。

○平井社会福祉課長 社会福祉課です。事前委員会資料7ページをお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正予算案、行旅死亡人取扱い事業についてご説明いたします。1番補正の理由ですが、墓地埋葬法、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、身元不明の遺体や、引取り手のない死亡人等の葬祭を行う事業で、警察や病院から遺体を引取る者がいない場合、市が遺体を引取り、火葬を実施しております。8件分を予算化しておりましたが、今年度に入り、月2件のペースと増加しており、当初予算に不足が見込まれることから、3番補正予算額に記載のとおり、歳出分としまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、7節報償費から、13節使用料及び賃借料について、1ヶ月2件分を想定し、4ヶ月で8件分の、葬祭に係る費用一式分として、117万6,000円の増額補正をお願いし、併せて、亡くなった方の遺族や、相続関係が明らかになった後、県から同額の負担金を受けられることから、歳入分としまして、17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金として、歳出分同額117万6,000円の、増額補正をお願いするものです。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○福田委員 どれくらいの増加を見込んでいらっしゃいますか。

○平井社会福祉課長 現在月2件ペースでございまして、12月から3月までの8件分

を見込んでございます。

○福田委員 増加の理由は何ですか。

○平井社会福祉課長 新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、鹿行地域で行方総合病院というのがあるのですが、そちらで医療崩壊がございまして、その分が協同病院に回っているという事案がございまして、協同病院にて身元不明でなくなられた方や引き取り手がいない方で増えているという状況でございます。

○福田委員 亡くなられて火葬して安置するのはどちらになりますか。

○平井社会福祉課長 国分霊園内の無縁仏が埋葬になりますが、そちらは160体を保管できる場所となっております。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係7土浦市新治総合福祉センター施設整備事業の補正予算案について、執行部より説明をお願いします。

○平井社会福祉課長 社会福祉課です。事前委員会資料8ページをお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正予算案新治総合福祉センター施設整備事業についてご説明いたします。当該施設は、地域社会を総合的に推進するための拠点として、幅広い世代の社会参加と、交流促進を図るための総合福祉施設です。なお、当該施設は福祉避難所に位置付けられており、23年が経過している施設となります。この度、1番の補正の理由に記載の通り、脱衣所内の排煙オペレータが故障し、使用できない事、更には、湿気と経年劣化等により、仕切り壁の一部に亀裂が生じて、落下の恐れがあり、補修工事が必要となったため、3番補正予算額に記載のとおり、93万5,000円の増額補正をお願いします。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 いつできたのですか。築年数は。

○平井社会福祉課長 平成8年4月開設です。23年です。

○下村委員 排煙オペレータとかは消防設備になっていませんか。

○平井社会福祉課長 消防設備でございます。こちらが開閉できないというのが確認できましたので改修を行うものです。

○下村委員 消防設備ではその都度点検など必要なものですから、本当に壊れてからだとお金がかかるので、指摘があった時点でその都度整備していくというのが大切だと思いますのでよろしくお願いいたします。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係8土浦市総合福祉会館感染予防対策事業の補正予算案について、執行部より説明をお願いします。

○平井社会福祉課長 社会福祉課です。事前委員会資料9ページをお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正予算案土浦市総合福祉会館感染予防対策事業についてご説明いたします。総合福祉会館は、ウララ2ビル、4階から6階までの施設で、地域福祉

の活動の拠点として、開設から２３年が経過した施設でございます。この度、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、福祉避難所となる、総合福祉会館において、災害時における情報収集・伝達手段整備の一環として、公衆無線LANの環境整備Wi-Fiを行うとともに、施設内の感染防止対策として、消毒液・除菌用スプレー・マスク等の、感染対策用消耗品を購入するため、３番補正予算額に記載のとおり、３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、１０節需用費、１１節役務費、１３節使用料及び賃借料について、総額１０７万４、０００円の増額補正をお願いするものです。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係９土浦市新治総合福祉センター感染予防対策事業の補正予算案について、執行部より説明をお願いします。

○平井社会福祉課長 社会福祉課です。事前委員会資料１０ページをお願いします。令和２年度土浦市一般会計補正予算案土浦市新治総合福祉センター感染予防対策事業についてご説明いたします。先程の総合福祉会館同様に、災害時に福祉避難所となる新治総合福祉センターにおいても、災害時における情報収集・伝達手段の整備の一環として、公衆無線LANの環境整備Wi-Fi化を行うとともに、施設内の感染防止対策として、消毒液・除菌用スプレー・マスク等の、感染対策用消耗品を購入するため、３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、１０節需用費、１１節役務費、１３節使用料及び賃借料について、総額５７万９、０００円の増額補正をお願いするものです。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係１０老人福祉費関係新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算（案）について、執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 資料１１ページをお願いします。感染症予防対策といたしまして、高齢者が利用する施設等に対して、感染症対策用品の購入を行うため増額補正を行うものでございます。対象施設といたしましては２番に記載があります老人福祉センター、ふれあいセンター、生きがい対応型デイサービス施設、シルバー体操教室などの介護予防教室を対象とするものでございます。補正予算額に関しましては、３番にありますとおり４０１万８、０００円を増額するものでございます。説明は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係１１地域包括ケアシステム推進基盤整備事業の補正予算案について、執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 １２ページをお願いします。県では在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るため訪問看護事業所などの新規開設拡充を行う事業所に対して必要な機器整備を支援しております。今般看護師の増員を予定しております訪問看護事業所から補

助金の申請がありましたので補正をあげさせていただくものであります。対象事業所は2番概要にありますとおりE G A O株式会社。田中三丁目でウララ訪問看護リハビリテーションを行っている事業所です。事業内容といたしましては13ページに記載のとおり訪問用軽自動車を購入するものでございまして、事業費は148万6,000円。財源につきましては県が2分の1を負担していただきますので、74万3,000円を計上させていただき、歳出につきましては4分の1を負担いたしますので、4分の1を合算した111万4,000円を増額補正させていただくものです。説明は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係12結婚新生活支援事業の補正予算(案)について、執行部より説明をお願いします。

○中川こども相談課長 資料の14ページをお願いいたします。令和2年度一般会計補正予算案、結婚新生活支援事業について、ご説明いたします。1番補正の理由にきまして、結婚に伴う新生活に係る引越費用を助成する結婚新生活支援事業補助金が当初予算で見込んでおりました件数を上回る申請があり、また今後も申請が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。2補正予算額につきましては、歳出で2目児童福祉費対策費、18節補助金の300万を見込んでおります。これは、補助金上限額30万円を10件分にあたります。なお、当該事業は国の地方少子化対策重点推進交付金の対象となりますことから併せて歳入につきましても増額補正を行うものです。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 今朝の新聞だったか。土浦市の人口が月間で0だったんですね。逆にこの事業の申請者が増えているということでうれしいことですが、もう少し助成金額を上げられないのですか。

○中川こども相談課長 こちらの上限額に関して国の制度でございまして、この制度の上限が30万円となっております。報道等にありますが国から上限があげられ、要件が緩和されというような報道がありますので、次年度は上限を上げるような予算を組みたいと思います。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係13令和元年度母子保健衛生費国庫補助金の精算に伴う返還金の補正予算案について、執行部より説明をお願いします。

○中川こども相談課長 資料の15ページをお願いいたします。令和2年度一般会計補正予算(案)令和元年度母子保健衛生費国庫補助金の精算に伴う返還金について、ご説明いたします。1補正の理由にきまして、国から令和元年度に産後ケア事業に係る補助金の交付を受けましたが、精算により超過分を返還することとなりましたので増額補正を行うものでございます。元年度の実績は5名21日分でした。2補正予算額

につきましては、歳出で返還金の11万7,000円となります。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 この事業はコロナ禍によってケアを受ける方が減っているのか、もしくは病院の受け入れが止まっているのか教えてください。

○中川こども相談課長 今年度に関しては、産後ケアを利用する件数はさらに減っております。育児に関する相談は増えておりますが、こちらの産後ケアというのは一時的に施設に入りまして母子を分離してお母さんが休息するという事業なんです。それよりも更に深い相談、重い相談が増えておまして、直接自宅のほうに保健師等が訪問いたしまして対応する形やお子様を施設のほうに預けるというような案件が増えておまして、実際コロナによって産後ケアが減っているように見えますけど、相談の内容が重くなっているというように理解をしております。

○下村委員 病院だけではケアができない状況が増えていると説明では感じましたがそれでよろしいですか。

○中川こども相談課長 はい。そうですね。産後ケアで5日間が上限になるのですが、長期に対応するような案件が多くなっているということです。

○下村委員 この事業はできるだけ広げていって欲しいなというのもひとつありますし、土浦市の補助金、国のほうもあるでしょうけど、土浦市独自で核家族が増えている中でお母さんの精神的な不安が増えていってケアが必要になるということもあるわけですから、その辺も含めてよくご検討いただいて、土浦市独自でもなにか対策に補助金をいっぱい出せるか考えていっていただきたいと思います。

○中川こども相談課長 お母さん1人1人の悩みをなるべく聞かせていただいて、それに回答するような制度を進める形でやっていきたいと思います。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係14新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の補正予算案について、執行部より説明をお願いします。

○菊田こども福祉課長 16ページをお願いいたします。令和2年度土浦市一般会計補正予算案新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業についてご説明いたします。1番の補正の理由については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、以下の事業を実施するために増額補正を行うものです。2番の概要については2つございます。1つ目は、1土浦市内教育・保育施設等従事者へのプレミアム商品券の配布です。これは、国の第2次補正による慰労金支給事業の対象外とされた、未就学児を預かる民間の保育施設等に勤務する職員に対して、慰労のためのプレミアム商品券の配布を行うものです。対象者は、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設に勤務する職員です。公立施設は除きます。計7施設1,069人が対象です。配布内容は、1人につき3万円分のプレミアム商品券を配布します。補正予算額は、2,138万円、内訳は1,069人×1万円×2冊です。2つ目は、2公

立保育所の行事用フェイスシールド購入です。公立保育所における新型コロナウイルス感染症対策のため、行事等で使用するためのフェイスシールドを購入するものです。1対象は、職員及び保護者850人分です。児童用は、安全性の関係から購入しません。2補正予算額は、35万7,000円です。3番の補正予算額については、歳入につきましては、国庫支出金につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が550万1,000円となります。歳出については、第3款民生費、第2項児童福祉費、第5目保育所費において、フェイスシールド購入費で需用費35万7,000円、第6目私立保育園費で、慰労金としてのプレミアム商品券購入費で需用費2,138万円の計上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○目黒副委員長 プレミアム商品券の配布につきまして、どのような方法で職員の方に配布するのでしょうか。

○菊田こども福祉課長 プレミアム商品券を市で購入し、その分を施設のほうに職員が直接届けます。各施設のほうで職員の方に配布していただきますけど、その際に受領書をいただくことにしております。

○奥谷委員 感染症の地方創生臨時交付金について9月の全員協議会で土浦市の配分がだいたい12億5,000万円くらいで、いろいろ使ってその当時残額が1億8,000万円くらいと説明を受けました。そこで2点ありまして、1点はその後配分が増えたのかということと、残の1億8,000万でこの事業にも使われますが、9月以降使ったものがあれば、あとででも結構ですので教えていただければ。

○東郷副市長 残額が1億8,000万円くらいだったと思いますが、それにプラスして財政調整基金を充て、今後国のほうでも第3次補正があるかと思うので、その辺も視野に入れながら今後もやっていきたいとします。事業を展開していきたいと考えております。

○下村委員 公立保育所にフェイスシールドを購入するという予算ですけど、民間の保育所にはこういった補助を出すという考えはないのですか。

○菊田こども福祉課長 民間の事業所に対しては既に9月議会の時に国からの補助が1施設50万円というのがございまして、そちらの中で対応していただければと思います。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係15予防費関係新型コロナウイルス対策事業の補正予算案について、執行部より説明をお願いします。

○羽成健康増進課長 18ページをお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正予算案、予防費関係新型コロナウイルス対策事業について説明します。補正の理由は市内公共施設における、新型コロナ感染症の拡大を防ぐための消耗品や備品購入するものです。また、市保健センターは、災害対策本部が本庁舎に設置不可能な場合における代替設置場所になっておりますので、Wi-Fi環境を整備するため、増額補正をお願いするものです。主なものは、2事業概要に記載のとおりとなります。補正予算額は、歳入とし

て、国庫支出金の保健衛生費交付金の予防費新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,092万9,000円と寄付金の107万6,000円となります。歳出は、消耗品費や備品購入費など合計4,355万3,000円をお願いするものです。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。それでは次に移ります。

議案関係16 休日緊急診療所運営事業の補正予算案について、執行部より説明をお願いします。

○羽成健康増進課長 19ページをお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正予算第11回案、休日緊急診療所運営事業についてご説明します。補正の理由は、休日緊急診療所における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業として、加湿空気清浄機及び倉庫、N95マスクを購入するため、歳出予算の増額補正をお願いするものです。この物品購入費用については、県が交付する、医療機関等に対する感染拡大防止等支援事業補助金、上限100万円の補助対象となることから、併せて歳入予算についても増額補正を行うものです。次に、事業概要ですが、加湿空気清浄機5台及び倉庫2棟、N95マスクを購入いたします。補正額は歳入で、諸収入の雑入で100万円で歳出は、消耗品費と備品購入費で、101万2,000円をお願いするものです。説明は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係17 保育所給食調理等委託事業の債務負担行為補正予算案について、執行部より説明をお願いします。

○菊田こども福祉課長 令和2年度土浦市一般会計補正予算案、保育所給食調理等委託事業についてご説明いたします。1番の補正の理由については、公立保育所の給食調理委託につきまして、現在は、次年度から民間移管となる新生保育所のみににおいて実施しているところですが、次年度以降も公立保育所で委託を継続するため、令和3年度からの3年間の長期継続契約とするための債務負担行為の補正を行うものです。2番の事業概要については、調理員の大量退職を見据え、給食調理による計画的な運営により、安全でおいしい給食の提供を確保するものです。1実施施設は、神立保育所の予定です。2債務負担行為補正額は、令和3年度から5年度までの3年間の合計額で3,556万9,000円です。3その他ですが、令和3年4月1日から業務開始するために、引継ぎ期間を要するため、令和2年度中に入札を実施する必要があります。3番の債務負担行為補正ですが、以上から、保育所給食調理等委託料につきまして、令和2年度中の入札も考慮して期間を令和2年度から5年度までとし、限度額は令和3年度から5年度の3年間で3,556万9,000円です。財源は一般財源となります。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○田子委員 今神立保育所への給食はどのように提供しているのか教えてください。

○菊田こども福祉課長 自園での調理でして、神立保育所内で作っております。

○田子委員 作っているのは。

○菊田こども福祉課長 作っているのは正職員と補助職員で作っております。

○田子委員 この方は市の職員というか公立保育所の職員として作っているということですか。

○菊田こども福祉課長 おっしゃるとおりです。

○田子委員 なぜ委託しなければならないのですか。

○菊田こども福祉課長 各保育所6所の内新生保育所以外は自営で調理を行っているのですが、あとさらにつくしの家、療育支援センターでも正職の調理員を配置して作っておりますが、これから大量退職が予定され、令和元年に再任用されますが1人退職、令和2年も退職予定者がおられます。令和3年4年度も退職予定者がおられます。この方が再任用で残っていただければ良いですし、そのあとも数年残っていただければ良いのですが残らない可能性もございます。そういったことに対応するためにこの委託を契約するものでございます。

○田子委員 新しい調理員さんを養成していくという方向でなく、委託という方向になぜ行ってしまうのが疑問なんですけど。

○菊田こども福祉課長 正職員の確保が難しいからというところがあります。

○田子委員 難しいんですか。

○塚原委員長 時間も時間なのでここでちょっと休憩としてもよろしいですか。では再開を1時からとさせていただきます。

『暫時休憩：午後12時30分から』

『再開：午後1時00分』

○塚原委員長 では休憩前に続きまして会議を再開いたします。では田子委員から。

○田子委員 採用の件でしたよね。

○塚原委員長 菊田課長も採用の責任者ではないから答えられないかなということもあると思うんですが。

○東郷副市長 人事課に確認したうえで改めてお答えさせていただきますが、考え方としては保育所について民営化を進めてきたということもありまして、調理員さんの採用もたぶん押さえていたと思います。ですから、退職された方の補充がなかったと。足りない保育所については自校方式かどちらかになるかと思っています。今回残りの保育所の民営化について行っているところでございます。その辺の考え方のすりあわせや整理が必要かと思っています。ただ本来、次年度以降のことについては、この予算を通していただいて実施していかないとできないということになってしまいますので、公立にするか民営化にするかという部分も含めまして、採用の部分につきましてもお願いしたいと思っています。

○塚原委員長 田子委員よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。議案関係18令和2年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算案について、執行部より説明をお願いします。

○元川国保年金課長 国保年金課でございます。資料21ページをお願いいたします。令和2年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算案、一般被保険者保険税還付事業について説明いたします。1 補正理由でございますが、国民健康保険では、資格喪失や所得更正等により過年度分の保険税が減額となる被保険者に対して、過納となった保険税の還付を行っております。本件につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免の実施に伴い、還付額が当初予算額を上回る見込みとなりましたことから、歳出予算の増額補正をお願いするものでございます。なお、当該還付金につきましては、特別調整交付金による補助率10分の10の財政支援があるため、歳入予算につきましても、あわせて増額補正を行うものでございます。2 事業概要に関しまして、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となる保険料につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものとされております。このことから、減免が決定した場合、既に納付済みで減免対象となる令和元年度の保険税があれば、それを還付することになるため、その分の還付金について予算が不足する見込みとなったものでございます。具体的な金額につきましては、下部の減免に伴う還付の状況をご覧ください。10月末時点での還付額と、相談状況により算出した11月から3月までの還付見込額との総額450万円について、今回、歳出予算の増額補正をお願いするものでございます。なお、歳入予算につきましては、今回増額となる450万円全額が特別調整交付金により補填されますが、当該交付金が、1月から12月執行分までの年単位での交付となりますことから、令和2年度交付分といたしまして、内訳に記載の12月までの還付見込額144万7,000円を特別調整交付金として予算措置するとともに、次年度交付分となる1月から3月の還付見込額305万3,000円は、繰越金で予算措置するものでございます。次のページ、22ページをお願いいたします。3 補正予算額でございますが、歳入につきましては、5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付金の当初予算額400万円を144万7,000円増額して544万7,000円とするとともに、8款繰越金1項1目繰越金1節繰越金の当初予算額1,000円を305万3,000円増額して305万4,000円とするものでございます。また、歳出につきましては、7款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金、1節償還金利子及び割引料の当初予算額1,400万円を450万円増額して1,850万円とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 今の説明だと、補正の理由は所得構成によりというようなところがあるんですけど、これ来年になったらもっとひどいんじゃないの。

○元川国保年金課長 現在もなかなかこちらのコロナの減免につきましては、一応見込みで相談、申請受付をしているところですが、なかなか見込めないという方が多い状況でございます。それは来年度も同じ状況が続くものと思われれます。そうした理由もございまして、10月末現在の件数で申し上げますと56件と書いてありますが、それ以外のかなりの相談件数の市民の方につきましては、12月末時点で今年の収入が確定した

ら申請しますよという方が多数いらっしゃいます。こうした方が来年度も続くものと予想されます。

○**下村委員** そうしますと、広域の方から土浦に対して請求してくる金額について一定であったりすると、土浦市の一般会計からの繰り出しが多くなるんじゃないかな。

○**元川国保年金課長** 今回議案として出させていただいているのは、コロナの減免につきましては全額を特別調整交付金等で補填されるようになっております。通常の賦課の部分につきましては、県に納める納付金や市民の方の所得状況とのバランスを取りながら検討していく部分になるんですけど、納付金につきましては内定、金額がおおざっぱに示されているところで、そちらに合わせて保険税を徴収する形になりますので、一般会計からの繰入金につきましては全体のバランスを見て、なるべく赤字削減ということで県や国のほうから指導をされているところですので見込んでまいりたいと考えております。

○**下村委員** 赤字なんとかといいましたけど、いわゆる保険税をあげるということには繋がらないという認識でよろしいですか。

○**元川国保年金課長** こういったご時世で減免もやっている状況もありますので、税金の方が増税にならないように、こちらでもいろいろシミュレーションしながらやってまいりたいと考えております。

○**田子委員** 次年度県への納付金はいくらかわかれば教えてください。

○**元川国保年金課長** 今持ち合わせておりませんので、後ほどお答えいたします。

○**塚原委員長** 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○**塚原委員長** それでは次に移ります。議案関係 19 令和 2 年度土浦市介護保険特別会計補正予算（案）について、執行部より説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 介護保険特別会計 4 事業についてあげさせていただいております。順次ご説明いたします。初めに 23 ページをお願いいたします。一般管理事業の補正の理由でございますが、来年 4 月に介護報酬の改定が見込まれていますので、それを使って動かしています 2 つのシステムについて改修が必要になったものであります。本年度中にその準備をするため委託料の増額補正を行うものでございます。介護保険システムについては茨城計算センター、介護事業所台帳管理システムについてはニッセイ情報テクノロジーにそれぞれ 66 万円、33 万円の合計 99 万円の歳出を見込んでおります。財源につきましては国庫補助金が 2 分の 1 入りますので、49 万 5,000 円を歳入に増額補正させていただきまして、残り 2 分の 1 に関しては一般会計より繰入金を充てたいと考えております。24 ページをお願いします。高額医療合算介護サービス費でございます。1 年間における医療及び介護における自己負担額を合算し、合算額が一定額を超えた場合に超えた金額を医療と介護それぞれで案分し支給をしているものでございます。当初予算から増加傾向にありまして、12 月以降予算が不足する見込みであることから増額補正を行うものでございます。事業の概要は 10 月までの支給額に 11 月の支給見込額が見込まれましたので合算し、12 月以降の額につきましては 4 月から 11 月

までの平均額を計上いたしまして最終的に7番の補正額として685万2,000円を今回増額補正させていただくものでございます。25ページをお願いします。地域包括支援センター窓口ブランチ事業でございます。市内8中学校地区に9つの在宅介護支援センターを設置しておりまして、事業概要にありますように総合相談業務を行う基本業務と、特別業務を実施しているところでございます。その中で26ページに関連してきますが、配食サービスの調査の件数が当初の見込みよりも上回ることが見込まれることから、配食サービスに係る調査の特別業務の補正をさせていただくものであります。今年度の見込みといたしましては、759件で当初予算で599件と見込んでおりましたので、160件分掛ける単価3,300円。そこから現在流用可能な額を差し引きまして38万円を増額補正させていただくものです。26ページをお願いします。高齢者等在宅生活支援配食サービス事業でございます。高齢者の自立と生活を確保するため、食事の調理が困難なひとり暮らしの高齢者等に対して食事を配達するとともに、安否の確認を行っているものでございます。その必要性がある高齢者が増加していることから、在宅介護支援センターの委託料を増額するとともに、配食の増加についても増額補正させていただきたくものでございます。2の5実績等をご覧ください。これまで100人から120人の間で推移していたものが今年度の見込みで143人と、配食数で行きますと昨年度から4,000食分増える見込みとなっております。その委託料1,635万6,000円を見込みまして、当初予算との差額170万円を増額させていただくものでございます。説明につきましては以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。20土浦市社会福祉センターの指定管理者の指定案についてから26指定管理者の指定に伴う指定管理料債務負担行為の設定案についてまで、一括して執行部より説明をお願いします。

○平井社会福祉課長 指定管理者の指定案及び指定管理料債務負担行為の設定案について、ご説明いたします。8月の事前委員会にてご説明をさせていただきましたとおり、社会福祉課・障害福祉課・高齢福祉課が所管をしております、資料記載の6施設につきましては、指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行わせておりますが、指定期間が令和3年3月31日で満了となります。新たに、指定管理者を指定することに伴い、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を必要とすることから、議案を提出するものです。併せて、指定管理者の指定に伴い、支出する指定管理料について、債務負担行為を設定するものです。指定管理者の指定期間及び、債務負担行為の設定期間は、2番に記載のとおり、令和3年4月1日から、令和8年3月31日までの5年間でございます。各施設の指定管理者、選定理由及び、債務負担行為の限度額は、3の表に記載のとおりでございます。なお、指定管理者の選定に当たっては、これまでの施設の管理運営状況等について、指定管理者による自己評価、及び、所管課によるヒアリング等を実施し、所管課の評価を行い、選定しております。また、ふれあいセンターながみねにつきましては、8月に公募を行い、10月の指定管理者選定委員会におけ

る審査を経て、選定しております。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 私から1点。ながみねはビートさんが新しく選定されたと思うんですけど、これって水郷プールもやっているところだと思うんですけど、そういったところでながみねもプールがあるので認定されたということもあるのですか。

○水田高齢福祉課長 委員長お見込みのとおりでございます。現在は社会福祉法人の松風会さんが指定管理を請け負っていますが、実際にプールの方を管理しております。そういった関係で今回公募をしていただいたと思います。

○塚原委員長 皆さんから何かありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次、報告事項に移ります。1 予防費関係新型コロナウイルス対策事業の補正予算第9回の専決処分について、執行部より説明をお願いします。

○羽成健康増進課長 令和2年度土浦市一般会計補正予算第9回予防費関係新型コロナウイルス対策事業の専決処分についてご説明します。補正の理由は、インフルエンザ接種費用の追加助成により負担を軽減することで、接種を受けやすい環境を整え、早期接種を促し、高齢者の罹患による重症化予防と、新型コロナウイルス感染症との同時流行による医療提供体制のひっ迫回避を図るため、費用の補正を行うものです。次に事業概要ですが、助成対象者は予防接種法に基づく定期接種対象者で、インフルエンザ予防接種を希望し、接種を受けた者が対象で、65歳以上の方、もしくは60から64歳で心・腎・呼吸器・免疫機能に障害者手帳1級相当の障害がある者となります。助成見込数2万4,000人で、助成上限額 2,500円です。助成方法は 償還払いで、郵送による申請受付となります。申請受付期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日です。補正予算額は、歳入として、予防費新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が7,065万5,000円となります。歳出は、非常勤の報酬や委託料、扶助費等で7,850万6,000円で、専決処分の日には、10月1日となります。説明は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 今課長から対象者が65歳以上というのはわかりました。ところが送付してきたのはこの65歳になる予定の方にも送ってきたでしょ。

○羽成健康増進課長 来年の3月31日までに誕生を迎えて65歳になる方にも送っております。ただその方は誕生日以降に受けてくださいという形になっております。

○下村委員 まさにそのとおり。医療機関で接種してしまったらまだあなた65歳になってないでしょと。私もそうなんだけど中を開けて細かい字を読むのが大変なんです。その辺で認識の違いなんだけど間違いがあったと感じております。ところがインフルエンザの予防接種ですから早めに受けたいわけですよ。だから線引きみたいなへんてこなことをやらないでやってくれた方が良かった気がします。2つ来ましたよね。費用を市で負担するというやつと、受けられますよというのと。これがやっぱり私は理解できま

したけど、誕生日がまだ来ていない方が接種しちゃっているわけです。ところが費用をもらえないというそういう話が出てきております。これって救済できないでしょうか。

○羽成健康増進課長 誕生日前に受けたという方がいます。それについては申し出をしていただきまして、こちらで償還払いなりで対応する形で進めている状況でございます。

○下村委員 ということは誕生日が来る前に受けても対応するという事でよろしいでしょうか。

○羽成健康増進課長 はい。領収書を付けていただければ対応させていただきます。

○塚原委員長 確認なんですけど、通知には誕生日以降に接種するように記載されていて、今の話しだと先に受けた方は償還払いするよと。最初と変わってしまっていますよね。それについては通知を出しているのですか。やれる人とやれない人が出てきてしまうわけですよね。

○羽成健康増進課長 そのような苦情を多数承っております。そのような形で対応しております。申し訳ないのですが、こちらに問い合わせあった方にご案内しております。

○塚原委員長 であれば市報とかに掲載してはどうですか。言ってきた人にはやるけど言わない人にはやらないというのはどうかと。あとで部長と相談してください。

○羽成健康増進課長 はい。検討してさせていただきます。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。2 予防費関係新型コロナウイルス対策事業の補正予算第10回の専決処分について、執行部より説明をお願いします。

○羽成健康増進課長 次に令和2年度土浦市一般会計補正予算第10回、予防費関係新型コロナウイルス対策事業の専決処分についてご説明します。補正の理由は、新型コロナウイルスに感染した場合に、重症化するリスクが高い65歳以上の高齢者又は基礎疾患等を有する無症状の市民のうち、希望者に対して、PCR検査や抗原定量検査を受けられる体制を整備することで、市民の感染への不安を解消するとともに、感染拡大防止、重症化予防及び医療提供体制のひっ迫の回避を図るため、費用の補正をお願いするものです。次に、事業概要ですが、対象者は市内に居住し、無症状の方で、65歳以上の高齢者か基礎疾患を持っている方でPCR検査を希望する方となります。受診券発行や検査方法、実施場所、委託料は記載のとおりです。業務委託先は、土浦市医師会で、助成期間は、令和2年11月16日月曜日から令和3年3月31日水曜日までとなります。医療機関への受診方法は、記載のとおりです。補正予算額は、歳入が疾病予防対策事業費補助金で2,375万円、予防費新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,380万8,000円、合計4,755万8,000円となります。歳出は、歳出は、非常勤の報酬や委託料等で5,020万4,000円で、専決処分の日にちは、11月9日となります。説明は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。それでは次、その他に移ります。1 特別定額給付金の給付状況等について、執行部より説明をお願いします。

○平井社会福祉課長 特別定額給付金の給付状況等についてでございます。8月の事前委員会の際に、鈴木議員より、特別定額給付金の、最終の給付結果に関してお問い合わせいただき、改めて資料をご用意させていただいたものでございます。給付対象者については、2番の給付対象者に記載のとおり、基準日に、住基台帳に記録されている者を対象として、その後、記載のとおり、給付登録者の調整等を行い、6万7,296世帯、14万1,755人の給付対象者となっています。次に、3番の給付状況ですが、6万6,890世帯に対して141億3,170万円を給付し、給付者数は14万1,317人、給付率は99.7パーセントとなっております。なお、申請方法による世帯数の内訳は、記載のとおりとなっております。未給付者への対応ですが、4番の未給付者への対応に記載の通り、7月20日に、未申請者1,309世帯1,592人に対して、勧奨通知を送付し、申請困難者に対して福祉施設等への協力依頼の他、給付対象へ電話連絡、戸別訪問等を実施するとともに、郵送戻り者へは、居住確認等を踏まえ、現地調査等を実施したところです。次に、未給付世帯数ですが、5番に記載のとおり、未給付世帯数は406世帯、438人となっております。内訳は、記載のとおりとなっております。給付辞退者39件、郵送戻り113件、未申請者が254件となっております。最後に、二重給付者についてでございますが、6番に記載のとおり、2世帯2人となっております。本市の世帯主に対し、給付金を支給した後、DV等により、世帯員が本市から、他市へ避難した事例が発生し、避難先にて給付金の支給を受け、二重給付となっているため、世帯主に対して返還請求を行うものです。なお、この2件は、給付実績に含んでおりません。2件とも、世帯主に対して返納計画書を受領し、内1件については、先日一部納付をいただいております。引き続き、返納計画書に基づき、返還を求めてまいります。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。2 第2期土浦市障害者計画・第6期土浦市障害福祉計画・第2期土浦市障害児福祉計画案のパブリック・コメントの実施について、執行部より説明をお願いします。

○加藤障害福祉課長 第2期土浦市障害者計画、第6期土浦市障害福祉計画、第2期障害児福祉計画案のパブリックコメントの実施につきましてご説明いたします。障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害福祉サービスの提供体制の確保と、障害福祉に係る各種事業を実施するために、障害者基本法及び障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づき、各種障害者計画を策定し施策の推進をしております。今年度、平成27年度に策定した土浦市障害者計画及び平成29年度に策定した第5期障害福祉計画・障害児福祉計画が期間満了を迎えることから、新たにこれら3つの計画の策定に取り組んでおり、令和2年11月11日開催の土浦市障害者計画策定委員会において、当該計画案がまとまりましたことから、パブリックコメントを実施するものでござ

います。実施期間は、令和2年12月7日月曜日から令和2年12月28日月曜日とし、公表の方法は、障害福祉課、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館での閲覧と市ホームページへの掲載を予定しております。意見を提出できる方といたしましては、市内に居住または通勤・通学している方と市内に事務所等がある個人、法人、その他の団体の方になります。意見の提出の方法といたしましては、氏名、住所、連絡先を記入のうえ、障害福祉課へ郵送、FAX、電子メール、または直接書面提出のいずれかの方法で行います。なお、障害者計画策定委員会の今後のスケジュールについては、令和3年1月25日に第3回目の策定研究会で計画案の修正を行い、2月10日に第3回の策定委員会で計画内容をまとめ、その後、印刷を行い3月末の完成で進めております。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○塚原委員長 それでは次に移ります。3公立保育所民間活力導入について、新生保育所を執行部より説明をお願いします。

○菊田こども福祉課長 新生保育所の民間活力導入について状況を説明させていただきます。資料35ページをお願いいたします。1の事業の経過及び今後の予定ですが、令和3年4月を移管予定として、事業を進めてまいりました。移管先事業者は、土浦市や牛久市で保育園を運営する、社会福祉法人めぐみ愛育会です。本年10月に第2回三者懇談会を行っておりますので、2で説明させていただきます。また、11月に児童の継続希望調査を行っております。来年1月から3月まで引継・合同保育を実施するなど、円滑な移管に向けて事業を進めてまいります。2の第2回三者懇談会について、1の説明内容等ですが、移管までのスケジュール、合同・引継ぎ保育、移管後の運営について説明を行いました。保護者の皆様からは、移管後の保育内容、新園舎建設時の対応、引継、保育の実施方法、転所の手続きなどの質問をいただきましたが、概ねご理解をいただきました。3の売買契約の締結については、移管先でありますめぐみ愛育会と年度末に売買契約をいたします。売買金額は、不動産鑑定評価に基づき公募の条件とした額でございます。そして、11月13日の臨時文教厚生委員会で、認定こども園土浦幼稚園の設置案についてご議論いただいた際に、認定こども園については、公立保育所について、東崎保育所と民間活力導入後期計画対象の4所とを合わせた5所についてどうしていくのか、11月17日の民間活力導入後期計画策定委員会の議論を踏まえて、本日11月26日に報告させていただきご議論いただきたいと申し上げておりましたが、新型コロナウイルスの影響で、準備ができなかったため、後ほど整理させていただき、報告・議論の場を、12月中として、延期させていただきたいと思います。なお、これに伴いまして、全員協議会への報告につきましても、これまでの説明では12月議会の全員協議会で報告する予定としておりましたが、今後のご協議を踏まえうえて、先に延期させていただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○塚原委員長 とりあえず菊田課長の補足というわけではありませんが、17日にやる予定であったものが意見をまとめて報告するものが本日に合わなかったということをお伝えいたします。質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。4 認知症カフェの拡充に向けた取組についてを、執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 認知症カフェの拡充に向けた取組についてを説明させていただきます。初めに認知症カフェとは認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場でございます。土浦市内の認知症カフェの現状でございますが、市内2箇所です。委託にて実施しております。更に通いやすい環境を作ることが求められていまして、そのようなことから拡充に向けた取組を行っているところでございます。登録制度を設けまして、登録した事業所等に対しまして認知症カフェの設置、開催に向けた支援を実施してまいりたいと考えております。支援の内容につきましては、その下1から4に記載のとおりです。現在6事業所から登録に向けた動きを示していただいております。37ページ下段の表をご覧ください。3から8の6事業所の方で現在登録に向けて動いていただいているところでございます。1月以降それぞれの場所で説明会を実施し早期に向けた準備を進めてまいりたいと思っております。しかしながら新型コロナの影響もございましたので開設の時期については慎重に実施してまいりたいと思っております。以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。5 第8次土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画案のパブリックコメント実施についてを、執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 第8次土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画案のパブリックコメント実施について説明させていただきます。本計画は老人福祉法に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定することとされていまして、計画期間は3年間となっております。本年度当初から策定に向けた会議を開催しております。令和2年11月18日の第4回の会議を経て案がまとまりましたことからパブリックコメントを実施いたします。実施期間につきましては令和2年12月7日から12月28日までの22日間としております。公表の方法から意見の提出方法は障害福祉計画と同一となります。今後のスケジュールですがパブリックコメントを経たうえで、来年の2月に第5回を開催予定となっております。そこで確定をし、3月に策定していきたいと考えております。39ページをご覧ください。第8次での概要でございます。第8次計画では第7次計画を継承し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年、令和7年に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活ができるよう、地域の包括ケアシステムの深化、充実を目指して策定いたします。以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 以上で資料の説明は終わりました。その他執行部から何かありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 執行部から他にありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 委員の皆さんから何かありますか。

○下村委員 先ほどの説明の中で、行旅病死亡人取扱事業というのがあって、説明の中で鹿行地区からどうのこうのとあって、土浦協同病院へ運ばれそこでお亡くなりになったと説明があったかと思いますが、個人的な考えですけど、土浦協同病院への補助金を見直してもらいたいなと感じているんです。以前から言っていますが。協同病院としては鹿行地区から補助金をもらっているわけでは無いと理解しているんですね。向こうから協同病院のためにいただくことを考えていかないと、協同病院の運営をスムーズにやっていくために土浦、石岡、かすみがうら、阿見だけで負担していくというわけにはいかなくなってきているのではないかと。広域の中でもう少しネットワーク、連携の医療体制が土浦協同病院の位置で変わってきているんですね。それをご検討いただきたい。

○塚本保険福祉部長 今かすみがうらを入れて3市程度からの負担金補助がある状況なわけですが、確かに下村委員さんがおっしゃるとおり行方もありますし、もう少し広域的な話になってきていると思いますので、今後検討していきたいと思います。

○下村委員 どうぞよろしくお願いします。土浦市民の立場から言えば土浦市の負担は大きいわけですよ。その割に協同病院が端のほうに言ってしまった。だから鹿行地区から入ってくる方も多くなっているわけですよ。救急医療で搬送される実態も調査して研究するとか。どうぞよろしくお願いします。

○塚原委員長 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 無ければ以上で文教厚生委員会を閉会します。皆さん長時間にわたりご苦労さまでした。